

# 平成 22 年第 3 回更別村議会定例会会議録（1 日目）

平成 22 年 9 月 9 日

平成 22 年第 3 回更別村議会定例会が更別村役場に招集された。

1. 応招議員は別表 1 のとおりである。
2. 出席及び欠席の議員は別表 2 のとおりである。
3. 会議事件は別表 3 のとおりである。
4. 地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席したものは別表 4 のとおりである。
5. 本会議の書記は下記の者である。

事務局長 林 光男 書記 吉本 正美

書記 佐藤ちはる

	議 事
議 長	<p>ただいまの出席議員は 7 名であります。 定足数に達しておりますので、これより平成 22 年第 3 回更別村議会定例会を開会いたします。</p> <p style="text-align: right;">(10 時 00 分)</p>
議 長	<p>村長より招集の挨拶があります。</p>
村 長	<p>岡出村長</p> <p>本日ここに、平成 22 年第 3 回更別村議会定例会の招集をお願い申し上げましたところ、議員各位におかれましては、大変ご多忙の中、ご出席を賜り厚くお礼を申し上げます。</p> <p>今年の夏は観測史上、最も暑い夏となりまして、このため小麦を始め、各農作物や搾乳量等に異常高温の影響を受けております。</p> <p>現在、早熟等により収穫作業が重なって多忙を極めておりますが、無事故にて収穫作業を終えることを切に願っているものでございます。</p> <p>また宮崎県下で 4 月に発生いたしました口蹄疫について、感染防止策として、ふるさとまつりを始め、各種イベントを中止してまいりましたが、8 月 27 日、宮崎県下の終息宣言を受け、来月の 10 月 31 日に更別大収穫祭をふるさとまつりの予算にて開催すべく関係機関の協力を得て進めているところでございます。</p> <p>国政であります、政権与党の民主党代表選挙は今日 14 日に行われ、民主党の代表決定と同時に総理となるものであります、日本の経済は景気の先行き不安、厳しい雇用環境、円高株安、国際競争の激化など、厳しい環境下にあり、とりわけ地方の経済は公共工事の大幅削減も重なり深刻さを増しております。</p> <p>この状況に一刻たりとも政治の空白、停滞は許されるものではなく、国政の安定と効果的な緊急経済対策を特に望んでいるところであります。</p> <p>村づくりの面におきましては、おかげさまでほぼ順調に進めさせていただいておりますけれども、高温の影響による農業情勢や地</p>

域商工業の環境、更には高齢者の保険状況を含め、把握に努めて村づくりを推進してまいりたいと思っております。

より一層のご指導とご協力をお願いするものであります。

今定例会におきましては、平成 21 年度各会計決算認定の件、更別村過疎地域自立促進市町村計画策定の件、教育委員に係る人事案件、平成 22 年度各会計補正予算 3 件についてご審議をお願いするものであります。

よろしく願いを申し上げ、開会にあたりましてのご挨拶といたします。

議 長 村長の挨拶が終わりました。  
ただちに本日の会議を開きます。

(10 時 03 分)

議 長 本日の議事日程は、あらかじめお手もとに配布したとおりであります。

議 長 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。  
会議録署名議員は、会議規則第 118 条の規定により、議長において 2 番高橋さん、3 番菊地さんを指名いたします。

議 長 日程第 2、議会運営委員長報告を行います。  
先の本会議において、議会運営委員会に付託いたしました本定例会の議事、運営等に関し協議決定した内容についての報告を求めます。

議会運営委員長 堂場議会運営委員長  
議会運営委員会において協議、決定した内容をご報告いたします。  
さきに、第 3 回村議会定例会の議事運営等に関して、議長から諮問がありましたので、これに応じ 9 月 2 日午前 9 時 00 分より議会運営委員会を開き、付議事件及び議事日程並びに会期等について慎重に協議いたしました。

その結果、会期については、提出案件の状況などを考慮し検討した結果、本日から 9 月 22 日までの 14 日間とし、会期日程については、お手元に配付したとおりといたしました。

以上、委員会での結果をご報告申し上げましたが、本定例会の議事運営が円滑に行われますよう、よろしくお願い申し上げます。

議 長 委員長の報告が終わりました。  
なお、ただ今の委員長報告に対する質疑は省略いたします。

議 長 日程第 3、会期決定の件を議題とします。  
おはかりいたします。  
本定例会の会期は、本日より 22 日までの 14 日間といたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。  
したがって、会期は 14 日間と決定しました。

議 長	<p>日程第4、諸般の報告をいたします。</p> <p>諸般の報告は、印刷してお手もとに配布しておきましたから、ご了承ください。</p> <p>次に、総務厚生常任委員会の閉会中における所管事務調査の報告を求めます。</p> <p style="text-align: center;">高橋総務厚生常任委員長</p> <p>(総務厚生常任委員会所管事務調査報告書に基づき報告を行った。)</p>
総務厚生常任委員長 議 長	<p>次に、産業文教常任委員会の閉会中における所管事務調査の報告を求めます。</p> <p style="text-align: center;">松橋産業文教常任委員長</p> <p>(産業文教常任委員会所管事務調査報告書に基づき報告を行った。)</p>
産業文教常任委員長 議 長	<p>これで常任委員会の報告を終わります。</p> <p>日程第5、一般行政報告を行います。</p> <p>一般行政報告は文書で配布されております。</p> <p>なお、口頭で補足説明を求められておりますので発言を許します。</p> <p style="text-align: center;">岡出村長</p>
村 長	<p>それでは、一般行政報告の口頭補足をさせていただきます。</p> <p>1点目の平成21年度更別村のバランスシートについてでございます。</p> <p>別紙1を見ていただきたいと思います。</p> <p>要点のみ説明させていただきます。</p> <p>別紙1の更別村のバランスシートについてでございますが、1の作成基準等、続いて2の構成内容、次のページの3のバランスシートに係る留意事項、これらにつきましては、依然から変わってございませんので、ご参照いただきたいと思います。</p> <p>次のページ、バランスシート、平成22年3月31日現在のものですが、借方といたしまして、資産の部、1の有形固定資産の合計でございますが、13,057,427千円となっております。2の投資等でございますが、(1)の投資及び出資金につきましては、241,000千円、(2)貸付金、25,000千円、(3)の基金につきましては、基金の計で2,245,013千円、(4)退職手当組合積立金につきましては、14,226千円、投資等の合計では、2,525,239千円となっております。</p> <p>3の流動資産にまいりまして、(1)の現金・預金につきましては、計で1,632,446千円、(2)未収金につきましては①地方税につきましては、318,558千円、これは大口の固定資産税での滞納を含んでいるということであります。②その他、105,868千円となっております。計が424,456千円、流動資産の合計として、2,056,902千円、資産の合計が17,639,568千円となっております。</p> <p>一方、貸方でございますが、負債の部、1の固定負債、(1)地方債につきましては、4,216,981千円、(3)退職給与引当金につきましては、736,108千円、固定負債の合計が4,953,089千円となるものであります。2の流動負債でございますが、(1)翌年度償還予定額、589,436千</p>

円、流動負債の合計も同額でございます。負債の合計といたしましては、5,542,525千円、正味資産の部にまいりまして、1の国庫支出金につきましては、1,920,282千円、2の都道府県支出金、2,753,581千円、3の一般財源等でございますが、7,423,180千円、正味資産の合計が12,097,043千円、負債・正味資産合計が17,639,568千円となっております。

次のページ、これにつきましては、バランスシート財務分析指標値でございます。これにつきましてはお目通しを願うものであります。

次のページ、住民一人あたりバランスシート、これは一人あたり要約してございます。それぞれこれにつきましてもお目通しを願うものであります。

以上、バランスシートについての説明といたします。

2番目の平成22年度建設工事進捗状況、100万円以上のものについてでございますが、別紙2にお示しをしております。

順調に工事を進めさせていただいているものであります。

内容につきましては、お目通しを願うものでございます。

3番目の農作物生育状況について、別紙3にお示しをさせていただきます。

内容的には、高温による影響が見られるということでございます。

挨拶の中でも申し上げましたが、収穫が重なってございまして、事故等に注意して収穫作業をしていただきたいと願っているところでございます。

4番目のどんぐり村の食育プランでございますが、第1次計画策定をいたしました。別紙4にお示しをさせていただきます。食育の重要性を鑑みまして、平成22年から平成26年の5か年計画をそれぞれ庁内組織、あるいは教育関係で組織する委員会で検討いただき、今般策定をしたものでございます。計画の内容につきましては、以前に概要説明させていただいておりますので、省略をさせていただきますが、計画の内容についてはご参照願うものでございます。

以上、口頭説明といたします。

議 長

これで村長からの一般行政報告を終わります。

ただ今の報告に対する質疑は、村政に関する一般質問の際に行います。

議 長

日程第6、教育行政報告を行います。

教育行政報告は文書で配布されております。

これで教育長からの教育行政報告を終わります。

ただ今の報告に対する質疑は、村政に関する一般質問の際に行います。

議 長

この際、関連がありますので、日程第7、認定第1号、平成21年度更別村一般会計歳入歳出決算認定の件から、日程第13、認定第7号、平成21年度更別村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定の

村 長

件までの7件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

岡出村長

認定第1号、平成21年度更別村一般会計歳入歳出決算認定の件から、認定第7号、平成21年度更別村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定の件までを一括、地方自治法第233条第3項の規定により、監査委員の審査意見を添えて、提案するものであります。

また資料といたしまして、各会計決算資料と自治法の各条項に基づき、各部門別主要な施策の成果及び予算執行の実績の概要と基金管理運用状況調、更に南十勝消防事務組合会計決算資料を提出しております。

平成21年度は、第5期更別村総合計画に基づいた村づくりを基本に各種施策の推進を図るとともに、平成20年度に発生いたしました、世界的な金融混乱による世界同時不況克服のための国の大型緊急経済対策と連動して各種対策臨時交付金等を活用し、総合計画に盛り込まれた後年次事業を前倒しする形で積極的に公共施設の整備を含めて実施したところであります。

各会計の決算状況につきましては、議案の更別村各会計歳入歳出決算書でお示しをしているところでございますが、説明につきましては資料として提出をしております、各会計決算資料にて説明をさせていただきますと思います。

1ページをお願い申し上げます。

1ページは各会計別決算状況を一覧にしたものであります。

各会計の決算の数値は後程にも出てまいりますので、7会計の計のみ申し上げます。

各会計の計でございますが、予算総額といたしましては、7,981,791千円、調定額8,394,641千円、収入済額7,959,125千円、不納欠損額297,547千円、収入未済額137,969千円、予算に対する調定割合105.2%、予算に対する収入割合99.7%、調定に対する収入割合94.8%であります。

歳出にまいりまして、歳出の予算総額は7,981,791千円、支出済額7,724,493千円、翌年度繰越分122,451千円、不用額134,847千円、予算に対する支出済割合96.8%となっております。

歳入歳出差引額でございますが、234,632千円、翌年度に繰越すべき財源といたしましては、19,636千円、実質収支につきましては、214,996千円となっております。

2ページは一般会計財政収支の状況であります。

本年度の歳入につきましては、6,525,441千円、歳出は6,313,430千円、歳入歳出差引額、212,011千円、翌年度に繰越すべき財源、19,636千円、実質収支、192,375千円、前年度実質収支、99,109千円でございますので、単年度収支につきましては93,266千円となるものであります。財政調整基金積立額につきましては88,400千円、繰

上償還金につきましては、70,074千円を繰上償還しています。財政調整基金の取り崩しはございませんで、実質単年度収支につきましては、251,740千円となっているものであります。

3ページの一般会計歳入歳出決算構成表であります。これにつきましては主なもののみ申し上げさせていただきます。

9の地方交付税につきましては、国保診療所が救急医療告知診療所に指定されましたことによる交付税の増額、またニチロ十勝食品施設増設に係る固定資産税の減免分が交付税により補てん措置されたこと、更に頑張る地方応援プロジェクトの取り組み町村として交付税措置されたことによって前年度比111,551千円増の2,110,128千円となったものであります。

13の国庫支出金、14の道支出金につきましては、前段で申し上げましたけれども、国の各種緊急経済対策の交付金を受けたことと、JAさらべつ他農業組合法人の大型施設整備に係る多額補助が村会計を経由したものであるものであります。

20の村債であります。決算額、1,000,511千円と前年度比644,440千円の増であります。特には憩の家の改築、国営直轄明渠排水事業負担金の繰上償還のための借入れが増加したものでございまして、主には過疎債の増加となっております。

4ページの歳出でございますが、大型の各種緊急経済対策を行った関係でそれぞれの款にて増額となったものであります。特に6番の農林水産業費においては歳入で説明のとおり国営直轄明渠排水事業負担金の繰上償還、あるいはJA他の大型農業施設整備によって前年度比2,266,865千円増の2,570,717千円となったものであります。次の5ページから15ページの資料につきましては、ご参照を賜りたいと思います。

16ページにまいりまして、村税の状況であります。

中程の固定資産税の不納欠損額297,496千円ではありますが、本年6月の第2回定例村議会で一般行政報告をさせていただきましたけれども、十勝モーターパークに係る大口滞納に係るものでございまして、平成21年度において不納欠損処理出来るものについて処理をさせていただいたものであります。なお、同社の破産処理に関しましては、6月3日が最終的な整理日となっておりまして、会計処理上、固定資産税の滞納分7,968千円、出資金、これは株式でございますが、7,950千円、法人会員券、8,000千円の処理が残っております。これらにつきましては、平成22年度の会計にて、不納欠損または財産権利の消滅処理をさせていただくものであります。

17ページから33ページまでは、お目通しを願うものであります。

なお一般会計建設事業調書を提出してございますので、ご参照いただきたいと思います。

34ページは、特別会計の財政収支の状況であります。

字が小さくて申し訳ありませんけれども、説明をさせていただきます

ます。

国民健康保険特別会計の事業勘定でございますが、歳入につきましては509,340千円、歳出につきましては490,525千円、歳入歳出差引額、18,815千円、実質収支につきましては、18,815千円、前年度収支につきましては、12,658千円、単年度収支6,157千円、基金積立金につきましては10,008千円となっております。実質単年度収支につきましては、16,165千円となっております。

次に診療施設勘定にまいりまして、歳入につきましては、377,749千円、歳出につきましては、377,649千円、歳入歳出差引額100千円、実質収支も同額の100千円、前年度実質収支は103千円でありましたので、単年度収支につきましてはマイナスの3千円ということになります。実質単年度収支につきましてもマイナスの3千円となります。

次に老人保健医療事業特別会計にまいりまして、歳入につきましては、377千円、歳出174千円、歳入歳出差引額203千円、実質収支、203千円、前年度実質収支、84千円、単年度収支、119千円、実質単年度収支も同額でございます。

次に後期高齢者医療事業特別会計でございますが、歳入が34,383千円、歳出が34,305千円、歳入歳出差引額78千円、実質収支も同額の78千円、前年度実質収支につきましても同額の78千円、実質単年度収支につきましても同額でございます。

次に介護保険事業特別会計でございますが、事業勘定、歳入が260,800千円、歳出が257,457千円、歳入歳出差引額3,343千円、実質収支、3,343千円、前年度の実質収支は5,681千円でございますので、単年度収支につきましてはマイナスの2,338千円となるものであります。基金積立金につきましては2,872千円を積み立てしてございます。実質単年度収支につきましては534千円となっております。

サービス事業勘定につきましては、歳入、1,310千円、歳出も1,310千円でございます。

次に簡易水道事業特別会計にまいりまして、歳入、47,079千円、歳出は47,039千円で歳入歳出差引額は40千円となるものであります。実質収支は40千円同額でございます。前年度の実質収支は63千円、したがって、単年度収支につきましてはマイナスの23千円となっております。実質単年度収支につきましても23千円マイナスとなっております。

次に公共下水道事業特別会計にまいりまして、歳入、202,646千円、歳出202,604千円、歳入歳出差引額は42千円、実質収支42千円、前年度の実質収支は44千円となっております関係上、単年度収支につきましてもマイナスの2千円となっております。実質単年度収支につきましてもマイナスの2千円となるものであります。

35ページにまいりまして、国民健康保険特別会計事業勘定歳入歳出決算構成表でございます。歳入におきましては年々、給付費が伸びてきたことから、基金の残額も20,000千円を割るような状況と

なっております。そうしたことから平成21年度において国民健康保険税の改定をさせていただいたということでございます。これにより国民健康保険税につきましては、対前年度比14,597千円増の167,618千円となっているものであります。

歳出にまいりまして、2の保険給付費につきましては、前年並みの結果となっておりますけれども、3の後期高齢者支援金等につきましては、年々伸びの状況にあります。

36ページの国民健康保険事業の状況については、ご参照願うものであります。

37ページ、国民健康保険特別会計施設勘定歳入歳出決算構成表でありますが、歳入の1、診療収入におきましては下の欄の運営状況に示すとおり、外来収入は伸びましたものの、入院収入につきましてはコムの里の施設オープンにより、また平成20年10月から医療介護療養型病床群を廃止いたしまして、全て一般病床にしております。そうしたことから、減少となったものであります。内容につきましては、ご参照いただきたいと思います。

次に38ページの老人保健医療事業特別会計歳入歳出決算構成表であります。後期高齢者医療制度へ移行のために、平成20年3月31日をもって終了となった会計であります。平成20年3月分の医療費の支払い他、残務処理を行うため、当面残された会計であります。平成21年度は医療給付費の支払いもなくなった状況であります。

次に39ページ、後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算構成表であります。後期高齢者医療制度発足につきましては、度重なる取り扱いの一部変更等、制度の定着にその都度、対応に追われてまいってきたわけではありますが、ようやく定着してきたところでもあります。

しかしながら、昨年政権交代により制度の廃止、あるいは抜本改正ということでもあります。

決算につきましては、本制度のルールに基づき執行したところであり、保険料も100%収納となっております。その他、説明することはございませんので、資料等を参照願うものであります。

次に40ページ、介護保険事業特別会計事業勘定歳入歳出決算構成表であります。平成20年8月のコムの里のオープンなど、施設の充実を含めて、介護給付費については年々伸びの状況にあります。こうした状況に歳入の介護保険料については、平成21年度に見直しをし、改定を行いましたことから、前年度比4,535千円増の決算額、48,109千円となっております。歳出におきましては、2の保険給付費において前年度比13,424千円増、決算額236,476千円となったところでもあります。その他は制度のルールに基づいてそれぞれ執行したものであります。

41ページは介護保険事業の状況として保険料の収入状況、給付費の状況、被保険者の状況、あるいは介護予防ケアプラン作成状況に

ついて、それぞれお示しをいたしているところであります。

これらにつきましてはお目通しを願うものであります。

次に42ページ、介護保険事業特別会計サービス事業勘定歳入歳出決算構成表であります。

ほぼ前年同様の内容となっております。

説明は省略をさせていただきます。

次に43ページ、簡易水道事業特別会計歳入歳出決算構成表であります。

水道事業につきましては、事故等の発生もなく安定した給水が出来たところでございます。

内容的には、ほぼ前年同様の決算内容であります。

なお、44ページに簡易水道事業の状況といたしまして、水道使用料の収入状況、水道施設の状況等を示しております。

ご参照賜りたいと思います。

次に45ページ、公共下水道事業特別会計歳入歳出決算構成表であります。

施設整備に関しましては、資料の建設事業調にてお示しをいたしておりますが、JAさらべつ大型施設等、更別農業高校の水洗化に伴う管路工事と施設の長寿命化計画の策定を行ったところであります。特に個別排水処理施設の整備について、当初、22基を計画いたしましたところではありますが、最終的に8基の整備となりまして、この整備につきましては更なる普及のための新たな対応が必要となったものであります。

なお46ページには公共下水道事業の状況、47ページには農業集落排水事業の状況、48ページには個別排水処理事業の状況をお示ししております。

ご参照いただきたいと思います。

49ページは財政指数等に関する表でございます。

公債費負担比率でございますが、4.8ポイント減の19.0となったところであります。公債費比率につきましては4ポイント減の10.5、実質公債費比率につきましては1.1ポイント減の10.3となったところであり、経常収支比率につきましては2.6ポイント減の83%、地方債許可制限比率も1ポイント減の7.0と財政数値の改善が見られるところであります。村税の徴収率につきましては現年度課税分、4.2ポイント改善いたしまして99.7%となっております。

50ページは一般会計の性質別の歳出決算額、51ページは一般会計の人件費の内訳、52ページ、53ページは歳入歳出内訳の推移、54ページは一般会計地方債・基金の推移、55ページは特別会計地方債の推移であります。

それぞれご参照いただきたいと思います。

今度は決算書に戻っていただきまして、246ページ、財産に関する調書ではありますが、土地、山林、建物の状況につきましては、決算書の

246ページから248ページまで、基金の状況につきましては、249ページから250ページ、251ページからは有価証券、出資による権利、その他、備荒資金積立の状況等、お示しをいたしているところであります。この中で先程も説明させていただきましたけれども、十勝モーターパークに関するものが落としきれなくて、この中に入っております。これらにつきましては平成22年度会計で処理をさせていただくものであります。

内容につきましては、お目通しを願うものであります。

以上説明といたします。

ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げ、提案説明といたします。

議 長

説明が終わりましたので、これから認定第1号から認定第7号に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

質疑はありませんか。

7番本多議員  
議 長  
7番本多議員

議長、動議。

7番 本多さん

ただいま議題となっております認定第1号、平成21年度更別村一般会計歳入歳出決算認定の件から、認定第7号、平成21年度更別村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定の件までは、なお慎重なる審査の必要が認められますので、本議会に議長及び議会選出の監査委員を除く、5名の委員をもって構成する、決算審査特別委員会を設置し、これに付託のうえ、会期中に審査されますよう動議を提出いたします。

各位のご賛同をお願い致します。

(原案賛成の声あり)

議 長

ただいま、7番本多さんから特別委員会設置の動議が提出され、所定の賛成者がありますので動議は成立いたしました。

したがって本動議をただちに議題として採決いたします。

おはかりいたします。

本動議のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしと認めます。

したがって、決算審査特別委員会の設置の動議は可決されました。

議 長

おはかりいたします。

認定第1号、平成20年度更別村一般会計歳入歳出決算認定の件から、認定第7号、平成20年度更別村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定の件までは、地方自治法第110条第1項及び第3項並びに委員会条例第5条及び第7条第1項の規定により、議長及び議会選出の監査委員を除く、5名の委員をもって構成する、決算審査特別委員会を設置し、これに付託のうえ、会期中の審査とすることにいたしましたと思います。

これにご異議ありませんか。  
(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。  
したがって、認定第1号から認定第7号までは、議長及び議会選出の監査委員を除く5名の委員をもって構成する、決算審査特別委員会を設置し、これに付託のうえ、会期中の審査とすることに決定しました。

議 長 委員長と副委員長が互選されるまで、暫時休憩いたします。  
(10時55分)

議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。  
(11時10分)  
次に、決算審査特別委員会において、委員長、副委員長の互選が行われ、その結果の報告書が議長に提出されていますので報告します。  
委員長に4番堂場さん、副委員長に7番本多さん。  
以上のとおり互選された旨の報告がありましたので報告済といたします。

議 長 (教育委員長退席)  
日程第14、議案第48号、更別村教育委員会委員の任命につき同意を求める件を議題といたします。  
提出者から提案理由の説明を求めます。  
岡出村長

村 長 議案第48号、更別村教育委員会委員の任命につき同意を求める件でございます。  
更別村教育委員会委員に次の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。  
同意をお願いする方は、更別村字上更別南15線85番地3、渡辺正男氏、昭和24年2月20日生まれ、61歳でございます。  
渡辺正男氏におかれましては、2期8年にわたり教育委員として村教育の振興発展にご尽力をいただき、平成21年10月からは教育委員長の重責を担っておられるわけでありまして。  
豊富な経験を生かし、再度お願いいたしたいと思っております。  
ご同意賜りますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

議 長 よろしくお願ひ申し上げます。  
説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。  
質疑の発言を許します。  
(ありませぬの声あり)

議 長 これで質疑を終わります。  
本案は、人事案件でありますので、討論を省略いたします。  
おはかりいたします。

ただいま議題となっております議案第48号、更別村教育委員会委員の任命につき同意を求める件は、これに同意することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしと認めます。

したがって議案第48号、更別村教育委員会委員の任命につき同意を求める件は、これに同意することに決定しました。

(教育委員長着席)

議 長

渡辺さんに申し上げますが、ただ今、更別村教育委員会委員の任命の同意がなされましたのでお知らせいたします。

議 長

日程第15、議案第49号、更別村過疎地域自立促進市町村計画の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

岡出村長

村 長

議案第49号、更別村過疎地域自立促進市町村計画の件でございます。

過疎地域自立促進特別措置法第6条第1項の規定により、更別村過疎地域自立促進市町村計画を別紙のとおり定めるものであります。

理由といたしまして、過疎地域自立促進特別措置法の一部を改正する法律の施行により、現行の過疎地域自立促進特別措置法の失効期限が6年間延長されたことから、平成22年度から平成27年度までの期間に係る産業基盤、生活環境、保健、福祉、医療等に関する整備計画を総合的に策定するものでございます。

計画は総合計画を基本として、別紙のとおりまとめられているわけですが、資料といたしましては、参考資料の提出をいたしているところでございます。

計画の内容につきましては、先の全員協議会で説明させていただいたところでございまして、説明は省略させていただきますが、本計画の策定によって有利な借り入れ等が出来、財政支援を受けられるということでございます。

特に今期におきましては、これまで施設投資に関する財政支援が主なものであったわけですが、地域医療の確保、生活交通の確保、集落の維持及び活性化等、住民の安心安全な暮らしの確保を図るためのソフト事業でも財政支援が受けられるということになったことが特徴となっております。

ご審議方よろしくお願ひ申し上げ、提案説明といたします。

議 長

説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。質疑の発言を許します。

質疑はありませんか。

2番高橋議員

議長、動議。

議 長

2番 高橋さん

2番高橋議員

ただいま議題となっております議案第49号、更別村過疎地域自立

促進市町村計画の件は、なお慎重なる審査の必要が認められますので、総務厚生常任委員会に付託のうえ、会期中に審査されますよう動議を提出いたします。

また、付託された場合は、提出された計画が行政全般に関わることから、委員会において、産業文教常任委員会との連合で審査が行われるよう検討くださいますよう、合わせて要望するものです。

各位のご賛同をお願い致します。

(原案賛成の声あり)

議長 ただいま、2番高橋さんから所管する常任委員会付託の動議が提出され、所定の賛成者がありますので、動議は成立いたしました。

したがって本動議をただちに議題として採決いたします。

おはかりいたします。

本動議のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 異議なしと認めます。

したがって、所管する常任委員会付託の動議は可決されました。

おはかりいたします。

議案第49号 更別村過疎地域自立促進市町村計画の件を総務厚生常任委員会に付託の上、会期中の審査とすることにいたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第49号 更別村過疎地域自立促進市町村計画の件を総務厚生常任委員会に付託の上、会期中の審査とすることに決定しました。

議長 日程第16、議案第50号、平成22年度更別村一般会計補正予算(第2号)の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

岡出村長

村長 議案第50号、平成22年度更別村一般会計補正予算(第2号)の件でございます。

平成22年度更別村一般会計補正予算(第2号)は次に定めるところによるものでございます。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ73,446千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,770,080千円とするものでございます。第2項及び第2条につきましては、お目通しを願うものであります。

今回の補正につきましては、主な内容といたしまして、平成21年度会計決算による繰越金の追加及びこの繰越金を含めまして余剰財源を財政調整基金へ積み増しをするということ、今年度、国の農業基盤整備予算の大幅削減によりまして、各道当事業関連予算の減額

をしなければならないということでございます。また、道の補助を受けまして、社会福祉センターにオストメイト対応のトイレの設置をしたいということ、更に国において補助化が見えてまいりました子宮頸がん予防接種補助、中学生を対象に全額補助にて本年度から実施してまいりたいということが主な内容となっております。

更には今般、必要なものについて補正をさせていただくものであります。

詳細につきましては、江本副村長に補足説明をいたさせますので、よろしくお願いを申し上げ、提案説明といたします。

議 長  
副 村 長

江本副村長

(議案第 50 号、平成 22 年度更別村一般会計補正予算 (第 2 号) の件について、補足説明を行った。)

議 長

説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。質疑の発言を許します。

4 番 堂場さん

4 番堂場議員

子宮頸ガン予防接種の助成金なのですが、ただ今の説明では対象者の 80%、1 回 15,000 円の 3 回分で 1,845,000 円の予算を組んだという説明ですが、なぜ対象者の 100%を予算ですから組まないのか。なぜ 8 割なのか、その辺の理由をお聞きしたいのですが。

議 長  
副 村 長

江本副村長

子宮頸ガンにつきましては、各町村が実施しているのですが、あくまでもこれは任意でございます、受診されない方もおられるということで、今回受診率ということで 80%の率で計上した次第でございます。

予算を上回った場合は、流用等で対応してまいりたいと思っております。

議 長  
4 番堂場議員

4 番 堂場さん

どうもその説明がわからないので質問したのですが、任意であるからこそ、8 割であるか、9 割であるかわからないのですから、100%の予算を組むのが当たり前ではないのかと私は思うのですが。

あくまでも任意で予防接種を受けるのだから 8 割程度だろうと決め付けて予算を組むというのはおかしいのではないかと思います。

議 長  
副 村 長

江本副村長

それは予算の組み方で対象者が 51 名いますので、100%の受診はあり得ないということで、今回その見方でございますので、増えた場合はそれぞれ流用しながら対応してまいりたいと思っておりますのでよろしくお願ひしたいと思ひます。

なお、インフルエンザなんかもそういった受診率を勘案して予算計上しているところでございます。理解の程よろしくお願ひいたします。

議 長

4 番 堂場さん

4 番堂場議員

あまり理解出来ないのですが、質問を変えます。

別な質問で、教育費の方なのですが、追加で改修工事で 6,000 千円弱の補正を急に組むというのはどうもおかしいのではないか。この位の大きな改修工事であれば当初予算で組むべきではないかと思いますが、これについてもお聞きしたいと思います。

議 長  
教 育 次 長

笠原教育次長

今回の屋上防水の流れについてご説明いたします。

当初はまだ何でもない状態でしたが、7月、8月の集中した雨によりまして中学校から雨漏りがするという連絡が入ったところでございます。

それで調べに行ったところ、ちょうど中学校は昭和 51 年に建築されておりまして、30 何年か経っております。今、防水が漏れている所はちょうど無落雪の部分、職員室の屋上部分でございます。通常のトタンの部分ではございません。そこで調べましたところ、当初から下でゴム防水シートというのがございまして、それを全面に敷いて防水を図ってきたところでございますが、年数の経ったところでございます、それが劣化、風化しまして、今回いたるところで雨漏りが出たということでございます。雨漏り箇所は職員室の天井だけではございません。壁の部分、放送室の一部の壁の部分、廊下の壁の部分等も雨漏りがしてきたものですから全体的な修繕をしないと一部修繕では対処出来ないということから、今回、一度古くなったゴムシートを撤去させていただきまして、新たに防水処理をするということになりますので大きな金額ではございますが、このようなふうに計画したところでございます。

議 長  
6 番松橋議員

6 番 松橋さん

今の説明を聞いていますと、30 何年経ってそれが劣化をして決して今年には災害があった年ではないです。どうしてそれが数年前から 30 何年経ってわかったのですか。計画性がなかったのですか。今の説明ではそれで納得して下さいと言われても理解が出来ないと思います。大型台風でも来て屋根が被害を受けとかという理由では納得します。でもそれは日常の中できちんと把握されているべきではないかと思うのですけれども。

議 長  
副 村 長

江本副村長

防水工事につきましては、ある程度、総合計画の中でも経過年数を考慮しながらやっております。中学校におきましては平成 25 年の予定でしたが、今回、雨も 2、3 回ありまして、雨漏りがしたということでございます。中学校の職員室でございますので、色々と事務にも支障がございますので、なかなか雨漏りがあちこち発生して、防水工事のどの部分から雨漏りがしているのなかなか特定出来ないということで今回、前倒しで補正をさせていただきまして、計上した次第でございます。あくまでも建物の防水工事につきましては経過年数を考慮しながら計画的にやっておりますが、今回、雨漏り

議長  
6番松橋議員

によりまして全面で防水工事をしてやっていくということで今回補正することになった次第でございます。

6番 松橋さん

偶然雨漏りがしてわかったということで、それでなければわからなかったというこの理解で良いのですか。

議長  
教育長

阿部教育長

今、副村長からもご説明申し上げましたけれども総合計画の中でも学校全体の改修、補修という部分で、計画をしていたところなのですが、今年度は毎年、屋上防水の部分に限りますと、ドレーンで水を地面に落とすようになっている部分等の点検もありまして、毎回確認には行っておりますが、その段階では雨漏りをするようなひび割れが発見出来なかったという形でございますので、総合計画どおりに後年次に計画をしていたところなのですが、先程からご説明しております7月、8月段階の少し強い雨、若干の風で前上がりで隙間に入り込む雨だったかと思っておりますけれども、それが一晩続いた形の中で防水シートの中に防水シートとコンクリート層の中に水が滞留してしまって、それがあちこちを伝わって色々な所から下に落ちて雨漏り状態を呈したという形になっております。そのことによりまして再度詳しく上を点検した結果、色々な部分でこれで行けば通常は大丈夫けれども風等によって染み込んでまた雨漏りが起きる可能性のようなひび割れとか若干の小さな穴とか、それで今回水が入りましたことによりまして、かなりの部分の防水シートの浮き上がりも起きてきたものですから、これでは部分的な補修では間に合わないということから特に電気配線等も走っていることから大変恐縮なのですが、屋上防水部分の1階部分の屋上防水を全部工事をさせていただきたいということで、補正予算を計上させていただいたところでございます。御理解の程よろしくお願いいたします。

議長  
3番菊地議員

3番 菊地さん

子宮頸ガン予防接種について2点お伺いいたします。

41名を対象ということですがけれども、この対象者の年齢、そしてその年齢に定めた根拠をお示し下さい。

もう1点、接種場所についてです。

子宮頸ガンワクチンを接種出来る医療機関というのは管内にも数箇所ございますけれども、どこの医療機関で接種しても構わないのか。あるいは村内の診療所に限定するのか、そのことについてお示し下さい。

議長  
保健福祉課長

真鍋保健福祉課長

まず1点目の対象年齢の根拠は昨年の10月に厚生労働省の方で認可を受けて初めて、日本で接種可能となったワクチンということで、その段階での対象年齢の考え方が低年齢の段階から接種するのが望ましいという考え方がございます。更には10歳以上の女性の方に接種するのが望ましいということがございまして、本村でもこの予防

接種実施にあたって内部的、また診療所の先生と協議した結果、義務教育段階が望ましいのかなど、更には小学生より中学生の1年生から3年生、1回、今年度におきましては全女子を対象にして実施するという根拠付けをしたところでございます。

それと実施場所でございますが、これは本村の国保診療所に限定をしております。本村の診療所に限って全額補助、助成をするということで整理をさせていただいております。

議 長  
3番菊地議員

3番 菊地さん

根拠についてよくわかりました。

ワクチンの製薬会社、医療機関の先生方の話もそのようなお話ですので、適切だったと思います。あとこのワクチンを接種するにあたりまして、もっと広く考えますと、もう少し上の年齢の方の接種希望者ということも実際住民の方から声が上がっているのを私は聞いています。このワクチンに対する助成、お母様方の関心は非常に高く、診療所にも問い合わせが数件来ているということも聞いています。そのことにつきましても、今回は中学1年生から3年生の全員を対象にしたということですが、それよりちょっと上の方々の若い女性の方々に対する救済措置等についてのお考えはおありでしょうか。

議 長  
保健福祉課長

真鍋保健福祉課長

いわゆる中学生以上の年齢の女性の接種の救済措置ということで

すね。申し訳ありませんが、現時点では検討していないというのが正直なところでございます。というのは、基本的には予防接種は早い段階の接種が1番効果があるというおさえのもとに内部検討、また先生と協議した結果、先程申し上げたような対象区分となった関係で、それ以上の年齢の女性の方に限っては、あまり私ども段階で検討していないというのが正直なお答えでございます。

それとこの補正予算が今議会で通った暁には、9月の中旬から下旬にかけて、予防接種にあたっての理解とワクチンの健康教育の部分について深めていただくという趣旨で診療所の先生を中心に中学生の女子または保護者を対象に一堂に会して説明会を開きながら、この予防接種が少しでも多くの方に接種されるような形の説明会も予定させていただいているところです。

議 長  
3番菊地議員

3番 菊地さん

この次にそのことをお伺いしようと思っていたので、ありがとうございました。多くの方の接種を出来たら良いと思います。以上です。

議 長  
6番松橋議員

6番 松橋さん

林業費、先程説明を受けまして、鹿の罾に30、それもくくり罾、ちょっと詳しい説明をお願いしたいのと、今年は熊の出没が非常に多くて女性の方も鈴を付けて草取りをしたりしています。更別村も

農地・環境・水であれを張ったのですけれども、鹿というのはご承知のように自由に入ります。全然効果というのが見えてないように聞いているのですけれども、この600千円程度の予算の考えと、なぜくくり罠なのか、説明をお願いします。

議 長  
産 業 課 長

五十嵐産業課長

今回の補正は道の補正事業に関連してございますが、道の方も現在、鹿対策ということで特に鹿を特定して対策を立てたこの中の1つなのですけれども、主体的には昨年より捕獲数が上がったものに対して助成するということでもあります。関連して関係する備品等についても助成するということで、去年75頭程度捕獲しておりますけれども、それから更に上げるということは今のところでは難しいかなと思いますけれども、道も60万頭もいるので駆除していかなければならないという補正の中から今回、補正させていただいております。それで頭数出役報奨金、くくり罠等を見させてもらったのですが、出役報奨費の方は昨年よりは上回るかどうかは疑問なところがありますが、そんなことで特にくくり罠ということで今回の補助事業を活用して備品を備えていきたいというところでもあります。

それから熊の対策、鹿の網を作ってもらったのですが、熊については目撃情報、足跡の情報に基づいて現在、猟友会の協力を得まして、パトロール程度しか出来ないというか、なかなかそれを追い込めていくと大樹側に行ってしまう、中札内側に行ってしまうとか、なかなか捕獲して殺処分するというのは難しい状況にありまして、どうしても目撃した時にハンターさんにパトロールをお願いしている、あるいは今年の場合は昨年に比べて多く捕獲、殺処分していますけれどもそんな状況で、どうしてもハンターさんが頼りということで、補助事業で鳥獣防止対策協議会の方でハンター養成のお金を持っているのですが、ピーアールしてもなかなかハンターさんの免許を取ってくれる方がいないということで頭を悩ませています。

それから農地・環境・水で鹿の柵をやりましたけれども、あれは結構な効果はあると聞いております。そこからは入ってこない。ただきつとそこの柵外からきつと出入りする形になっていますので、非常にこれも頭を悩ませている状況にあります。

議 長  
7 番本多議員

7 番 本多さん

関連で、出役報奨金の件ですけれども、ハンターの方からお聞きしたのですが、熊の出役に対しては報奨金が支払われているそうですけれども、鹿の駆除に対しては報奨金が支払われていないというお話を聞いているわけですけれども、その辺はそういうことになっているのでしょうか。

議 長  
産 業 課 長

五十嵐産業課長

協議会の方でそれぞれ報奨費を決めておりますけれども、鹿の場合は捕獲した時の報奨費ですから、鹿の場合は捕獲した時だけ報奨費をお出ししています。熊の場合は追い払う時に出た時のお金は報

奨費と出していますけれども、鹿については捕獲報奨費ということで、報奨費は一応出しております。

議 長  
7 番本多議員

7 番 本多さん

捕獲報奨費ということですのでけれども、ハンターの方にお聞きしますと捕獲報奨費ですから、なかなか出役してくれる方が少なくなるということらしいのです。そういうことで、鹿にあたっては農作物はかなりの被害を受けておりますので、そういった出役報奨費ということも考えるべきではないかと思っているのですけれども、その辺の考え方をお聞きします。

議 長  
産 業 課 長

五十嵐産業課長

今のところは協議会の方で検討して出役報奨費とか捕獲報奨費とか決めていますので、また協議会の方で猟友会も入った協議会ですから意見を聞きながらとは思いますが、昨年に協議会を立ち上げて従来からそういう形で村が直接やっていた時も出役報奨費と捕獲報奨費という分けの中で動いてきておりますから、22 年度は総会が終わったのですが、新年度に向けて意見を聞きながら検討したいと思っています。

議 長

他に質疑はありませんか。

(ありませんの声あり)

議 長

これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(原案賛成の声あり)

議 長

これで討論を終わります。

これから議案第 50 号、平成 22 年度更別村一般会計補正予算（第 2 号）の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

議 長

昼食のため、暫時休憩いたします。(12 時 10 分)

議 長

休憩前に引き続き会議を開きます。(13 時 30 分)

議 長

日程第 17、議案第 51 号、平成 22 年度更別村国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

岡出村長

村 長

議案第 51 号、平成 22 年度更別村国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）の件でございます。

平成 22 年度更別村国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）は次に定めるところによる。

第 1 条、事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 39,338 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 518,118 千

円とし、診療施設勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 883 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 405,487 千円とするものであります。

第 2 項についてはお目通しを願います。

事業勘定の歳出から説明いたします。

9 ページをお願い申し上げます。

款 1 総務費、項 1 総務管理費、目 1 一般管理費、152 千円の減額でございます。内容といたしましては、印刷費の減でございますが、今年コピー機の入れ替えをさせていただきますが、決算書等の印刷につきましては、なるべくこのコピー機で自前の印刷をするということから 172 千円減とするものでございます。13 の委託料では、20 千円の追加でございます。これは国保連の方に払う共同電算処理委託料でございますが、20 千円不足のため追加をさせていただくものでございます。

款 4 前期高齢者納付金等、項 1 前期高齢者納付金等、目 1 前期高齢者納付金につきましては、1 千円不足となりましたために今般追加をさせていただくものでございます。

款 9 基金積立金、項 1 基金積立金、目 1 基金積立金、34,918 千円の追加でございます。大きく基金の積み増しを行うわけですが、これにつきましては、前年度の繰越金、また国保税の増額に伴いまして、国保財政の安定化のために基金の積み増しを行うものでございます。基金の額といたしましては、財政安定化のためには、およそ保険給付費の 25%以上を積み立てしなさいということでございますが、更別村におきましては約 70,000 千円が適正な積み立て規模であろうということが言われておりますが、今般の積み立てによりまして 64,000 千円程積み立てとなるわけでございますが、一歩近づくということでございます。

款 10 諸支出金、項 3 過年度過誤納還付金、目 1 過年度過誤納還付金につきましては、4,571 千円の追加であります。平成 21 年度の療養給付費並びに出産育児一時金、特定検診事業、これら給付事業につきまして、精算の結果、超過交付を受けていたということでございますが、それぞれ国、道に 4,571 千円を戻すということでございます。

次に歳入の 7 ページをお開き願います。

款 1 国民健康保険税、項 1 国民健康保険税、19,208 千円の追加でございます。当初、所得がそんなに伸びないだろうという見方をいたしてございましたけれども、所得が当初の算定よりも 2%程伸びたということで追加させていただくものでありますし、また今年の 5 月に国保税の改正をしていただきましたけれども、限度額の改正がございまして、医療分につきましては 470 千円から 500 千円に、後期高齢者分につきましては 120 千円から 130 千円に、それぞれ限度額の引き上げがなされております。また国保税につきましては、徴

収率が例年 99%確保ということで、当初は 98%見てございましたが、これを 1%上げて 99%収納で見たところ、目 1 にありますように、一般被保険者国民健康保険税については 18,648 千円の追加、内訳として医療給付費分現年課税分 12,250 千円、後期高齢者支援金分現年課税分、6,155 千円、介護納付金分現年課税分、243 千円、それぞれ追加をするものでございます。目 2 退職被保険者国民健康保険税につきましては 560 千円の追加でございます。これにつきましても、それぞれ説明欄にありますように追加をさせていただくものであります。

款 3 国庫支出金、項 1 国庫負担金、目 1 療養給付費等負担金につきましては、それぞれ調整の結果、66 千円の減となるものでございます。

款 4 療養給付費等交付金、項 1 療養給付費等交付金、目 1 療養給付費等交付金につきましては、1,438 千円の追加であります。過年度分の追加でございまして、平成 21 年度の退職者医療給付費につきまして、精算の結果、交付金が 1,438 千円追加となるものでございます。

款 9 繰入金、項 1 他会計繰入金、目 1 一般会計繰入金につきましては、それぞれ調整の結果、152 千円を減額するものであります。事務費の対象分として減額するものであります。

款 10 繰越金、項 1 繰越金、目 1 繰越金につきましては、18,715 千円の追加でございます。これは前年度の繰越金でございます。

款 11 諸収入、項 2 雑入、目 1 雑入につきましては、195 千円の追加であります。平成 20 年度の老人保健医療費の精算に伴いまして、精算金として収入を受けるものでございます。

次に診療施設勘定、歳出、14 ページをお願い申し上げます。

款 1 総務費、項 1 総務管理費、目 1 一般管理費、864 千円の追加であります。需用費の 138 千円の減につきましては、先程申し上げましたとおり、印刷費の減でございます。それから今年、胃カメラを導入して胃カメラ検診を始めるわけでもありますけれども、当初は既存施設の軽微な変更でやろうと予算化してございませんでしたけれども、保健所と打ち合わせた結果、レントゲン室に胃カメラの設備をしたいということから、きちんと手続きをして整備をした方がよいということでございますので、今般、予算を上げさせていただいたわけであります。12 の役務費につきましては、14 千円の追加、これは胃カメラ室を設置、X線テレビ室にそういうものを設けたいということから、診療所開設許可変更検査の手数料としてかかりますので、14 千円追加するものであります。工事費として 738 千円の追加、これはX線室の改修費として 541 千円、骨密度測定装置等、機器の移設のこともございますので、それら機器の移設として 197 千円追加をさせていただくものであります。18 の備品購入費につきましては、これらに係る備品、250 千円追加をさせていただきたいと思

います。これは薬用保冷庫でございます。

款 2 医業費、項 1 医業費、目 3 医療委託料、19 千円の追加でございますが、これにつきましては、在宅の呼吸療法治療器の借上料を追加させていただくものであります。

歳入にまいりまして、13 ページをお願い申し上げます

款 1 診療収入、項 1 入院収入、目 3 後期高齢者診療報酬収入、883 千円を追加させていただいて、歳入歳出のバランスを取ったということでございます。

なお、先程、一般会計の中で子宮頸がんの予防接種の助成について予算化いただきました。これは診療所で行うこととなりますために、ここの予算をどうしたのかということでございますが、これにつきましては、予防接種を行うということになって、その場合、収入になるわけで、その前に一般会計の繰入金をどうするのかとなりますので、まずは子宮頸がんの予防接種につきましては、意識の差が大きいわけでありまして、まずは診療所と保健福祉課で連携を取って予防接種率を高めていただくための努力をしてまいりたいと思っています。それまでは規定の予算の中で出来ますので今回は予算化していないことを申し添えたいと思います。

以上、提案説明とさせていただきます。

ご審議方よろしくお願い申し上げます。

議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。質疑の発言を許します。

(ありませんの声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(原案賛成の声あり)

議 長 これで討論を終わります。

これから議案第 51 号、平成 22 年度更別村国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第 18、議案第 52 号、平成 22 年度更別村介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

岡出村長

村 長 議案第 52 号、平成 22 年度更別村介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）の件でございます。

平成 22 年度更別村介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）は次

に定めるところによる。

第1条、事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,306千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ293,313千円とし、サービス事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ334千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,710千円とするものであります。

第2項については、お目通しを願います。

まず事業勘定の歳入から説明申し上げます。

7ページをお願い申し上げます。

款1介護保険料、項1介護保険料、目1第1号被保険者保険料、333千円を追加させていただくものであります。内容といたしましては、滞納繰越分として333千円の追加であります。

款3国庫支出金、1,672千円の追加であります。これまでの経過から保険給付費の伸びが見られるわけでありまして、今般それぞれ追加をさせていただきたいと思えます。項1国庫負担金、目1介護給付費負担金につきましては、1,391千円、内訳といたしましては、現年度分で1,124千円、過年度分で267千円、それぞれ追加をさせていただきます。項2国庫補助金、目1調整交付金、281千円の追加であります。現年度分でございます。

款4支払基金交付金、項1支払基金交付金、目1介護給付費交付金、3,559千円の追加であります。内容といたしましては現年度分で1,686千円、過年度分で1,873千円追加させていただくものであります。

款5道支出金、項1道負担金、目1介護給付費負担金、793千円の追加であります。内訳といたしましては、現年度分で703千円、過年度分で90千円、それぞれ追加をさせていただきます。

款7繰入金、全体といたしましては1,393千円の減でございますが、それぞれ内訳を説明させていただきますと、項1一般会計繰入金につきましては、505千円の追加、目1介護給付費繰入金につきましては、702千円の追加、これは現年度分でございます。目4のその他一般会計繰入金につきましては、197千円の減、内訳として、事務費繰入金につきましては136千円の減、その他一般会計繰入金につきましては61千円の減ということでございます。項2基金繰入金、目1基金繰入金、1,898千円の減でございます。介護保険事業基金の繰入金につきましては1,898千円を減額するものであります。

款8繰越金、項1繰越金、目1繰越金につきましては、3,342千円を追加させていただきます。これは前年度の繰越金でございます。

歳出にまいりまして10ページをお願い申し上げます。

款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費、136千円につきましては印刷費の減でございます。款2保険給付費につきましては、5,620千円の追加であります。項2介護予防サービス等諸費、目1介護予防サービス等諸費、4,720千円の追加であります。これまでの経過から

伸びてございまして、今般、ここの内訳にありますように、居宅介護予防サービス給付費として、3,005千円、地域密着型介護予防サービス給付費につきましては、1,320千円、介護予防サービス計画給付費につきましては、395千円、それぞれ追加をさせていただくものであります。項4高額医療合算介護サービス費、目1高額医療合算介護サービス費につきましては、900千円の追加であります。これは高額医療合算介護サービス費として900千円の追加をさせていただきたい。

款3地域支援事業費、項2包括的支援事業・任意事業、目1、包括的支援事業費につきましては、61千円の減でございます。包括的支援事業分でございます。

款4基金積立金、項1基金積立金、目1基金積立金につきましては、2,563千円の追加であります。それぞれ財政調整を図った結果、積み増しを行うものでございます。

款5諸支出金、項1過年度過誤納還付金、目1過年度過誤納還付金、320千円の追加であります。これにつきましては、精算の結果、過年度過誤納還付金として返納する予算を追加させていただくものであります。

次にサービス事業勘定、歳入15ページをお願い申し上げます。

款1サービス収入、項1予防給付費収入、目1新予防計画策定費収入、395千円の追加でございます。今年、この要支援1、2のケアプラン策定の件数が昨年までは月平均20件位だったのですけれども、今年は28件と大きく伸びております。そのことから今回追加をさせていただくものであります。

款2繰入金、項1事業勘定繰入金、目1事業勘定繰入金につきましては、61千円の減でございます。

16ページ、歳出でございますが、款1サービス事業費、項1居宅支援サービス事業費、334千円の追加でございますが、その内訳といたしまして、目1居宅支援サービス事業費、これは61千円の減でございます。印刷費の減でございます。目2新予防計画策定事業費につきましては、395千円追加をさせていただくものでございます。要支援1、2のケアプラン策定件数が増えてございますので、追加をするものでございます。

以上、提案説明とさせていただきます。

よろしくお願い申し上げます。

議長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。質疑の発言を許します。

(ありませんの声あり)

議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

- 議 長 (原案賛成の声あり)  
これで討論を終わります。  
これから議案第 52 号、平成 22 年度更別村介護保険事業特別会計補正予算 (第 1 号) の件を採決いたします。  
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。  
(異議なしの声あり)
- 議 長 異議なしと認めます。  
したがって、本案は原案のとおり可決されました。
- 議 長 日程第 19、意見書案第 7 号、道路の整備に関する意見書の件を議題といたします。  
提案理由の説明を求めます。  
1 番 赤津さん
- 1 番赤津議員 道路の整備に関する意見書の提案理由を申し上げます。内容につきましては、別紙を参照いただき、要点のみ申し上げます。  
道民の移動や物資の輸送の大半は自動車交通に依存しており、道路は生活と経済・社会活動を支える最も重要な社会基盤です。  
また、冬期の厳しい気象条件に加え、多発する交通事故、自然災害時の交通障害や老朽化する道路施設など、道路を取り巻く課題があります。  
特に、高規格幹線道路ネットワークの形成は、圏域間の交流・連携の強化による地域経済の活性化、道民の命にかかわる救急搬送や災害対応といった安全で安心な生活を確保する上で不可欠です。  
今後の道路整備は、国、地方の適切な役割分担のもと必要な予算を確保するとともに、国が制度を見直す際には、地方の自主性・裁量性を重視した制度とすることを求め、別紙意見書を、高橋議員の賛成を得て提出するものです。  
ご賛同賜りますよう、よろしく願いを申し上げます提案の理由といたします。
- 議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。  
質疑の発言を許します。  
(ありませんの声あり)
- 議 長 質疑なしと認めます。  
これで質疑を終わります。  
これから本案に対する討論を行います。  
討論の発言を許します。  
(原案賛成の声あり)
- 議 長 これで討論を終わります。  
これから意見書案第 7 号、道路の整備に関する意見書の件を採決いたします。  
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。  
(異議なしの声あり)
- 議 長 異議なしと認めます。

議 長

したがって、意見書案第 11 号は原案のとおり可決されました。  
日程第 20、陳情第 3 号 地方財政の充実・強化を求める陳情書の  
件を議題といたします。

おはかりいたします。

ただいま議題となっております陳情第 3 号、地方財政の充実・強  
化を求める陳情書の件については、会議規則第 92 条の規定に基づき、  
総務厚生常任委員会に付託の上、会期中の審査とすることにいたし  
たいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしと認めます。

したがって、陳情第 3 号 地方財政の充実・強化を求める陳情書  
の件は、総務厚生常任委員会に付託の上、会期中の審査とすること  
に決定しました。

議 長

日程第 21、陳情第 4 号、2011 年度「公立高等学校配置計画」の撤  
回・再考を求め、地域の子どもの実態に応じた高校づくりを実現す  
る陳情書の件を議題といたします。

おはかりいたします。

ただいま議題となっております陳情第 4 号、2011 年度「公立高等  
学校配置計画」の撤回・再考を求め、地域の子どもの実態に応じた  
高校づくりを実現する陳情書の件については、会議規則第 92 条の規  
定に基づき、産業文教常任委員会に付託の上、会期中の審査とす  
ることにいたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしと認めます。

したがって、陳情第 4 号、2011 年度「公立高等学校配置計画」の  
撤回・再考を求め、地域の子どもの実態に応じた高校づくりを実現  
する陳情書の件は、産業文教常任委員会に付託の上、会期中の審査  
とすることに決定しました。

議 長

おはかりいたします。

議事の都合により 9 月 10 日から 9 月 20 日までの 11 日間休会いた  
したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしと認めます。

したがって、9 月 10 日から 9 月 20 日まで 11 日間休会することに  
決定しました。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これをもって、散会いたします。

(14 時 05 分)

上記会議の経過は、その内容と相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 22 年 9 月 9 日

更別村議会議長 木 山 幸 則

同 議員 高 橋 清 美

同 議員 菊 地 ル ツ